

郡区域の畜産農業協同組合の性格*

—郡畜連の実態分析—

細野 誠之 (農林経済学研究室)

Seiji HOSONO :

On the Character of the County Livestock Co-operative Society

1 は し が き

農業協同組合に総合農業協同組合と特殊農業協同組合の二種類のあることは周知のとおりであるが、特殊農業協同組合及びその連合会はオ1表の如くその組合数においても極めて多く、またそれぞれ特殊農産物の生産流通及び加工等の諸部門において重要な役割を演じている。なかでも畜産、養蚕等に関する組合及び連合会数は多く、その発達は注目すべきものがある。

特殊農業協同組合についての研究は殆んど行われていなかった。また行政上においても農業協同組合の指導及び監督は主として総合農業協同組合のみを対象としており、特殊農業協同組合については実質的には殆んど触れず、それぞれの技術行政にまかされているのが現状である。

わたくしはここにこのように数的にも質的にも重要な地位を占めながら、いわば農協界の孤児として扱われて

いる特殊農業協同組合の一つである畜産農業協同組合をとりあげてその性格を追究したいと思う。

すなわち家畜市場を開設計して和牛の受託販売事業を行う郡区域の畜産農業協同組合(本文では郡畜協と略称す)及び郡区域の畜産農業協同組合連合会(本文では郡畜連と略称す)について家畜商という非近代的商人的機構がどのようなかたちで郡畜連(郡畜協)と結びついているであろうか。

また郡畜連(郡畜協)が生産者側の農家及び町村区域総合農協とどのような関係をもっているであろうか、また畜産農協連の事業運営において合理性を欠く点はどこに見出されるであろうか。このような視角から農業協同組合組織としての郡畜連の性格を追求することが本稿の目的である。

このような課題を研究するためには、各地方の郡畜連について詳細な調査をする必要があるが、ここでは代表的な和牛の生産、育成地である中国地方のうちで島根※

オ1表 全国農業協同組合及び連合会の推移
(特殊農協を中心として昭和24年と昭和28年との比較)

		特 殊 農 協						一 般 (総合)	合 計
		畜 産	養 蚕	開 拓	農村工業	園芸特産	その他 特 殊		
単 位 組 合	昭和 24年6月	823 (449)	10,531 (10,426)	3,888 (2,662)	482 (80)	221 (63)	1,004 (357)	14,841 (1,547)	31,790 (15,584)
	同 28年9月	2,023 (608)	10,004 (9,852)	5,770 (3,768)	950 (151)	677 (195)	1,762 (1,537)	14,018 (781)	35,368 (16,908)
連 合 会	昭和 24年6月	187	206	45	58	89	409		994
	同 28年9月	280	299	56	108	106	333		1,182

(備考) (1) 日本農業年鑑(1955年版)オ18章より引用した。

(2) 単位組合の()内は非出資組合の内数を示す。

(3) 連合会は特殊農協連のうち主なるものを挙げ、その他は一括した。

また昭和28年現在の島根県の農業協同組合の状況はオ2表のとおりで単位組合数は開拓農協が多いが、郡区域の連合会数においては特殊農協連総数38のうち畜産農業協同組合連合会は13、養蚕農業協同組合連合会は11であつて両者の占める地位は極めて大きい。

しかるにいままで農業協同組合に関する研究は主として町村区域の単位総合農業協同組合を中心としており、

※ 昭和29年度文部省科学試験研究補助金(課題番号4047)による研究の一部である。

才2表 島根県農業協同組合現在数 (昭和28年現在)

		単位組合	地区及び郡区域連合会	県区域連合会
一	般	304 (2)	1	3 (1)
特	養蚕	2 (2)	11(11)	1
	畜産	10 (9)	13 (1)	1
	開拓	55(15)	—	1
	養鶏	2	—	—
殊	酪農	3	—	—
	その他	42 (1)	14 (4)	—
	小計	114(52)	38(16)	—
合計		418	39	6 (1)

(備考) ()内は非出資組合連合会の内数とす。

- (2) 単位組合は同年3月31日現在、連合会は同年12月現在
- (3) 地区及び郡区域連合会の「一般」は県中央事業農協連である。
- (4) 資料は才29次農林省統計表(28年11月刊)及び島根県指導農協連刊農業協同組合概況(28年12月刊)

※ 県の郡畜連(郡畜協を含む)の全部及び山口県の郡畜連の一部について行なつた実態調査の結果及びその昭和28年度事業報告書を資料として分析した。従つて資料は部分的で限定されてはいるが、これにより郡畜連をめぐる諸問題を知り同時にその性格をうかがい知ることが出来るよう。

調査した郡畜連及び郡畜協の概況は次の才3表のとおりである。

才3表 昭和28年度郡畜連及び郡畜協17組合の概況 (昭和29年3月31日現在)

項 目 名 称	構成員 (組合員)	役員 中 の 商	出 資 金		法に 才17 条の 金	法に 才38 条の 事	家 場 設 置 数	仔 扱 牛 頭 取 数	成 扱 牛 頭 取 数	市 金 場 入 合 額	剰 余 金 (度)	次 年 度 損 金	備 考
			払 込 出 資 金	1 口 当 り									
A 郡畜販連	32	1	万円 766.5	千円 5	万円 —	—	2	2,575	51	万円 525.4	+	万円 287.2	仔牛生産地
B 郡畜連	19	—	469.5	10	—	有	3	2,637	374	425.5	+	63.8	〃
C 郡畜販連	10	—	10.0	10	—	—	2	1,462	627	260.7	+	23.4	〃
D 〃	10	(1)	155.2	10	—	—	1	2,255	—	386.9	+	3.5	〃
E 〃	14	1会長	49.1	1	—	—	5	1,100	—	350.7	なし	なし	〃
F 〃	43	(1)会長	非出資	—	22.1	—	5	3,245	396	516.7	+	なし	仔牛生産地 成牛取引地
G 〃	11	—	71.5	5	18.6	—	1	1,155	—	198.6	+	18.1	仔牛生産地
H※ 畜販連	5	—	41.0	10	5.0	—	2	510	—	79.7	+	19.3	〃 (放牧地)
I 郡畜連	16	—	95.0	10	13.0	—	2	1,200	—	203.9	+	なし	仔牛生産地
J 郡畜販連	33	2	133.0	10	—	—	1	3,565	189	569.9	+	なし	〃
K 〃	37	—	75.0	5	—	有	5	1,700	—	234.6	+	15.9	〃
L 〃	18	—	88.0	10	—	—	4	1,810	6,471	413.6	—	0.15	成牛取引地 仔牛生産地
M 郡畜協	2,661	3	非出資	—	26.6	—	4	1,630	—	256.1	+	なし	仔牛生産地
N※ 畜連	15	—	20.5	2	38.6	—	7	1,232	—	65.9	+	なし	〃 (放牧地)
F' 郡畜協	3,178	組合長 (1)	非出資	—	—	—	—	—	—	—	+	なし	仔牛生産地 成牛取引地
O 郡畜連	21	—	87.0	10	—	有	1	—	6,000	224.1	+	20.8	育成肥育地
P 〃	8	—	227.0	10	20.8	—	2	2,078	600	252.4	+	なし	仔牛生産地

- (備考) (1) 「法才17条, 才38条」は「農業協同組合法才17条及び才38条」の略
 (2) 「役員中の家畜商」の(1)は免許を有しないが実質的には家畜商とみなすべきもの
 (3) ※印畜連は郡区域ではないが、それに準ずるものとしてここにあげた
 (4) この表は各郡畜連及び郡畜協の昭和28年度事業報告書から作成した。

以下、ここでは郡畜連についてその成立過程、組織、運営、機構、事業内容及び財務会計等を中心としてその性格を上述べた視角から考察して見よう。

2 成 立 過 程

郡畜連(郡畜協)はこれを発生的に見ると、その原型

は産牛馬組合法(明治33年制定)による産牛馬組合にまでさかのぼることが出来る。その後大正4年8月畜産組合法(大正4年制定)による郡区域の畜産組合に改組されて、「畜産上の改良発達を図り組合員の利益を増進することを目的とする法人」(畜産組合法才3条)となつたのである。その性格は法律によつて組合への加入が強

制されていた全くの国家の畜産行政の下請け機関としての性格をもつ団体であつて、他の農業団体からは独立したものであつた。⁽³⁾

その後昭和18年3月農業団体会法が制定されてから牛、豚、羊に関する畜産組合が廃止され農業会に統合されて⁽⁴⁾ 県農業会畜産部郡支部に改組されたのであつた。

さらに昭和22年12月農業協同組合法が施行されてから後は、県農業会畜産部の各郡支部は相次いで解散されて農協法による郡区域の単位畜産農業協同組合が設立されたのであつた。その後の設立経過により郡畜連の類型を分類すると、郡畜協が1、2年後に解散して郡畜連へと移行したタイプ（現在支配的なタイプである）と、郡畜協がそのまま存続しているタイプの二つの類型に分けることができるが、ある地方（N畜連の区域）においては農業会解散後3年間位の空白期の後に直接に郡畜連が設立されたという特殊の事例もある。

以下、郡畜協の設立から現在支配的な形態である郡畜連の設立にいたる経過において、農協側、家畜商側及び畜産技術者側の三者がどのような役割を演じたかという観点から考察して郡畜連の性格に言及して見よう。

(1) 郡畜協の成立と郡畜連への改組

家畜市場開設者であつた県農業会はその畜産部の家畜市場手数料（市場歩合金）を重要な収入源としていたが、農業協同組合法の施行に際しては、農協関係者は流通過程の合理化という協同組合の目的と収入源の安定性の確保という二つの理由から当然にこれを県農協連合会の販売事業の一部として残置しようと企図した。しかし従来から和牛の流通過程を独占していた家畜商及び旧畜産組合系の技術者は農協系統組織からの畜産団体の独立を企図して、いわゆる畜産農家（その内には兼業農家である農村の家畜商の大部分を含む）を会員とする郡区域の畜産農業協同組合の設立運動を展開したのである。即ち彼等は畜産部門からの収入（市場歩合金）が畜産振興のために還元されず県販売農協連合会の他門の赤字補てんにまわされる結果になり、また農協連合会運営者の畜産に対する理解と関心の低調さは畜産の振興にマイナスとなるという理由を挙げて特殊農協として郡畜協の独立を企図した。このようにして、昭和23年初めから畜産地帯の各郡に畜産農業協同組合が統々と設立されたのであつた。

郡畜協の設立の発起人は有力な家畜商である場合が極めて多く、また技術者（獣医師）である場合も多少は認められる。尤も表のO郡畜連の前身のO畜協及びC、D、E、F畜協等は前者即ち有力な家畜商が発起人となつた代表的事例であり、そのほかこの事例は多数にあ

る。またK郡畜協は後者の場合である。そして畜産技術者が中心となつて成立した郡畜協もその背後には家畜商勢力があり、設立後は取引事情に精通した商人勢力が市場の運営をとおして実質的な畜協の支配者となるに至つたのである。

何れにしても、郡畜協は形式的には農協法による単位組合ではあるが、和牛生産農家の意志による自発的なものではなく、主として家畜商を発起人として出発してその既先（まやさき）農家がこれに追従したという形で成立したところの実質的には生産者側の農家から遊離した団体であり、畜産組合の「看板の塗りかえ」であつたといつても過言ではない。農業協同組合の本質について理解の乏しい非近代的商人である家畜商及び経済事情にくらい技術者が郡畜連の運営機構の中心となり、彼等によつて組合が支配されていたわけである。⁽⁵⁾

またその運営面から見ても、一郡を区域とする広範囲の単位組合であるため、1千名から2千名以上にもわたる多数の組合員をかゝえては総会の開催とその適切な運営の難かしいことは当然で、結局は組合員たる農家の意向は余り反映しないで、その事業運営の方針は組合員の家畜商及び少数の農家によつて左右されるという結果になつたのである。

さらにその市場運営上の失敗と昭和24年～昭和25年頃の牛価の下落により多額の損失金を生じて、同時に特にその經理の放漫は組合員農家からも非難を受けるに至つた。

またその事業運営上郡内各町村の単位総合農協との密接な関連が必要となつてきたので、各地方で次々に郡畜協を解散して町村区域の単位農協を会員とする郡畜連を設立せんとする運動が生産農家及び農協側からおこつてきたのである。同時に、郡畜協側からはその存続運動が行われてきたが結局両勢力の妥協の下に郡畜連が成立するに至つたのである。

かくして、昭和23年末から昭和24、25年頃にかけて各地に郡畜連が設立され、同時に郡畜協は相ついで解散手続がとられたのである。

従つて現在農林統計上ではなお相当多数の郡畜協が存在しているが、そのうち同一郡内に郡畜連と併設されているものは実質的には全く活動していない組合である。実質的に事業活動しているのは島根県内ではM郡畜協1組合のみであり、また広島県では市区域の畜協が少数あるだけである。しかし最近M郡では郡畜協を解散して郡畜連を設立する企画はあるが、畜協の総会にて否決され郡畜連の設立は難航を示しているということである。またF郡のように、F郡畜連の設立後もF'郡畜協が依然と

して解散されないで存続しており、県当局から解散の勧告を受けているという特殊な事例もある。

(2) 郡畜連のその後の変遷

このようにして、郡内の町村区域の単位総合農協を会員として郡畜連が設立されたのであるが、現在の郡区域畜協の類型は郡畜産販売農業協同組合連合会型(郡畜販連)、郡畜産農業協同組合連合会型(郡畜連)及び郡畜産農業協同組合型(郡畜協)の3型式に分類することが出来よう。郡畜販連と郡畜連はその事業に大差はないが、島根県では最近B郡、K郡などのように、郡畜販連から郡畜連へと名称を変更する連合会が現われてきている。名称の変更とともに定款の一部特に事業の範囲はやゝ広範囲に書き改められ、より総合的な畜産に関する郡連合会へと発展させようという当事者の意図が含まれているものと理解してもよいであろう。

なお特筆すべきことは、特に郡畜連の設立を契機として一応家畜商は表面的には郡畜協の役員から退いた地方が多く、従つて形式的には構成会員である町村区域の単位農協が実権をもつことになつたが、しかし大家畜商が勢力を持ち今なお既先関係が根強く残存している地方の郡畜連(D, E, F郡畜連等)はいまだに家畜商が連合会長或は理事となつている。また郡畜連の主な事業の家畜市場の運営は後述するように家畜商が実質的に支配権を持っているから、間接に家畜商が郡畜連を支配していると断定しても過言ではなからう。

3 組織運営機構

ここでは郡畜連の組織及び運営機構の点からその性格を追求したいが、先づ農協組織の基本的形態である出資制度と賦課金制について述べてからその役員、職員の特質、農協系統組織との関係及び家畜商組合との関係を中心として考察して見よう。

(1) 出資制と賦課金制

農業協同組合(連合会)には出資制、出資賦課金制及び非出資制と非出資賦課金制の4種類が法的に認められている。そして出資金は組合活動の重要な指標であり、経済事業団体としての農協連合会は当然出資組合の形態をとるのが望ましいことはいふまでもない。⁽⁶⁾

もちろん、大部分の郡畜連は第3表のように出資制或は出資賦課金併用制であり、非出資賦課金制の形態をとるのはF郡畜連、F'郡畜協及びM郡畜協のみである。元来非出資制度は小規模な非収益の事業を目的とする農協のために設けられたものであるから、市場開設のような経済事業を営む郡畜連が非出資制を採用していることは余り妥当ではない。出資制の郡畜連のうちでも5

事例(G, H, I, N, P畜連)は毎年賦課金を徴収しているが、それがその本来の目的のために適切に使用されているかどうかその点検討の余地ある問題である。

A, B両郡畜連は再建整備計画により出資増加を計画し実施中であり、その他の郡畜連(例えばK郡畜連)も出資増加運動を展開している。非出資のF郡畜連も近く出資制に改組する計画であるということである。

(2) 構成会員及び役員の性格

郡畜連の会員は村区域の総合農協である。准会員として酪農組合をもつ畜連もあるが例外である。会員である農協の組合長或は理事が郡畜連の理事、会長に選任されているが、しかし年一、二回の総会開催時を除いては会員と郡畜連の間は余り連絡は密接でなく、農協は単に形式的に郡畜連の会員である場合が多いようである。農協から選ばれた常勤理事(専務理事)は形式だけで常時出勤せず、職員である主任技師にその事業運営をまかしている場合が少なくない。

郡畜協においては家畜商(彼等は兼業農家である)は組合員として会長、副会長或は理事に選出されているが、郡畜連の場合彼等は村の農協理事或は組合長の資格で郡畜連の会長、理事に選ばれている。第3表により明らかのように、有力な家畜商が役員に参加している場合が相当に多い。中国地方の某県では、県内の有力家畜商3名のうち2人は会長として、1人はその長男を常勤理事として郡畜連の機構を支配しているのである。注意すべきことはこの場合、家畜商自身が役員になつている事例(A, E郡畜連とM郡畜協)と、既に家業を長男に譲り自分は県内家畜商の顧問格として活動している元老格の家畜商が役員(会長)になつている事例(F郡)、さらに第3表の場合として家畜商が家畜商の免許をもつていない長男に役員(専務理事)をさせその背後から相談役として郡畜連を支配している事例(D郡)があるが、何れにしても家畜商勢力と郡畜連との関係の密接なことを示している。また郡畜協の場合は家畜商は全部組合員であるから有力な家畜商が理事となる機会はさらに多く、例えばM郡畜協では副組合長(1名)、理事(2名)に家畜商が選出され、またその総代中8名は郡内の主な家畜商で占めている。

とにかく、郡畜連の役員のうちと同業者である家畜商が参加していることは、農協法第42条の2(役職員の競業禁止)の趣旨に反するものと考えることができよう。

(3) 職員の性格

郡畜連の職員は技術者である獣医師及び人工授精師が極めて多い。第3表の17事例によると1連合会(組合)当たり技術者平均5人、事務員平均2人(内1名は女子)

であり、畜産組合当時と同様に技術者中心の職員構成である。

郡畜連は経済事業を主な目的とする農協連合会でありながら、経済知識に乏しい主任技師が中心となつて事業運営を行つているので、とかく旧畜産組合と同様に技術指導面を偏重して経済団体としての側面が軽視される傾向にある。

次に特筆すべきことは、農協法42条による参事及び会計主任は理事を補佐する重要な地位であるにもかかわらず、これを設置している郡畜連は3名程度の如く極めて少数である。しかもその3名中1名は経営刷新のため農協系統組織から派遣された参事であるが、他の2名は技術者で形式上のみの参事である。参事は一般農協組織（特に単位組合）においてはその設置数は少ないが、それでも昭和25年3月末の農林省調査によると調査組合の33%近くは設置している。また連合会は大部分が設置している。さらに会計主任をおく郡畜連は絶無であり、その他の事務職員も農協事務（特に経理）の経験のない者が多い現状である。

このように、郡畜連に事業運営上の適格者がいないことは、結果としてその運営特に経理を放漫かつ不健全ならしめているということが出来よう。調査郡畜連の事業報告書の内容特に財務に関する報告のうちには極めて粗雑なものが見受けられるが、その事業運営者特に経理担当事務員の専門的教養の低さを物語るものであろう。

(4) 家畜商組合との関係

郡畜連と家畜商との関係は極めて密接である。家畜商はその役員として郡畜連（郡畜協）の事業に関与していることは既に述べたが、またその同業者団体である郡家畜商組合は事務所を郡畜連（郡畜協）内におき、その職員に家畜商組合の事務を兼担させている場合も少なからずある様で、調査事例の約3分の1位を占めている。

特筆すべきことは、郡畜連が家畜商組合事業奨励費、団体助成費或は販路調査費等の名目で財政的に家畜商組合に援助を与えていることである。その正確な金額については調査は不可能であるが、事業報告書の内容にそれが明示されている事例を検討すると、昭和28年度に1連合会当り2万円～3万円位の助成費を与えている郡畜連が多いことがわかつた。（例えばK、L、J、A、C、D、O畜連）。

その他にも、別の費目で支出されているようであるが調査することは出来なかつた。また郡畜連一本で行ない得る事業を如何なる理由か2つに分割して、同一郡内に市場開設業務を行う郡畜連と登録関係事業のみの郡畜協の2団体が併設されているF郡の場合を挙げると、昭和

28年度においてF郡畜連は家畜商組合に3万円支出している。同時にF'郡畜協には畜連から交付金23万円を支出している。この両畜協の会長は有力な家畜商が兼ねており、事務所も共通でその土地敷地は郡家畜商組合から借入れている。またその昭和29年度事業計画書によるとF郡畜連から2万円、F'畜協から6万円合計8万円の家畜商組合助成金を支出する計画になつている。

このように、郡畜連と家畜商との結びつきは密接である。普通の農産物の販売機構においては販売農協連と商人組織とは相対立して相互に排除し合つているのに反して、家畜の流通においては郡畜連（郡畜協）の組織のうちに家畜商が密接に結びついているのである。

(5) 農協系統組織との関係

郡内各村の単位総合農協は郡畜連の会員として出資をしており、郡畜連は県信用連の会員として出資している。何れの場合も相互の関係は金融面を除いては形式的であり余り密接ではない。また郡畜連の事業運営、経理制度についても農協一般の方式によらない点もあり、その運営担当者に農協系統組織の一環としての意識が極めて薄弱である。しかしその成立の由来から考えてやむを得ないものであるかもしれない。最近設立された県農協中央会への加入についても、某県では県畜連から当然加入しないように指示があつたという話も聞く位である。このように生産者側である農協組織との結びつきは比較的弱く、むしろ郡畜連はその市場の顧客である家畜商に強力で結びついている。

(6) 県畜連との関係

郡畜連は県畜連の会員として出資金及び毎年の負担金を支払つているが、負担金の納付率も低く未納の郡畜連も少なくない現状である。

元来県畜連の主な業務は会員間の連絡及び畜産技術の指導、和牛及び家畜の登録業務、県内家畜市場開設日の調整、畜産共進会の開設、販路の拡張及び県外顧客のあつ旋等であるが、一般に技術面の業務に偏つていて、あたかも県畜産共進会の開催と登録事業のための団体の観があり、経済事業に対する関心は薄い。その職員の大部分は獣医師及び畜産技術者であり、経済事業に明るい職員は殆んどいない。

一般に和牛の家畜市場は各郡畜連毎に開設され、また県外に対する販路拡張事業も形式的には県畜連で調整しているが、実際は各郡毎に実施している。また県畜連の財政的基礎は各郡畜連の負担金に依存しているので、県畜連の郡畜連に対する指導統制力は弱く、その会員間の連絡統制という目的は十分に達成することができないでとかく浮かび上つた存在になつているということができ

る。現に郡畜連側からはその存在が軽視されており、某県では数郡の畜連が脱退して別に地区郡畜連連絡協議会を結成せんとするうごきが最近現われてきた。また某県では設立後数年の最近になつて漸く県内の全郡畜連が加入したが、同時に脱退の意図を持つ郡畜連もあるという状態であつて、その結びつきは比較的弱いものといふことができよう。

4 事 業

現在の郡畜連の原型ともいふべき郡畜産組合は前に述べたように畜産組合法による公法人で、補助金と賦課金収入を基礎とする畜産の指導奨励団体であつた。しかしそのほかに実質的には販売事業として家畜市場の経営を行い、また物資の購買、配給及び施設の利用などの事業を行つていたから経済団体としての色彩の強い団体であつたといふことができよう。

このような畜産組合当時の事業はそのまま現在の郡畜連に引き継がれている。現在の郡畜連はその収入の源泉を受託販売手数料である市場歩合金に求めており市場開設を中心事業とする販売農協連組合会として設立された場合が多いが、実質的には広く販売、購買、利用、施設等の諸事業を含む畜産農協連であり、同時に旧畜産組合と同様の生産技術指導及び登録事業を行つている。

郡畜連、郡畜販連及び郡畜協の事業内容はどれも大差ないから、次に参考のためB郡畜販連の定款を引用して見よう。(原文のまま)

B 郡 畜 販 連 定 款

第1章 総 則

第1条 この連合会は会員が協同して畜産事業の振興を図り以てその組合員の農業の生産能率をあげ経済状態を改善し社会的地位を高めるのに寄与することを目的とする

第2条 この連合会は会員のための左の事業を行う

- 1、会員及び会員の構成員たる有畜農民の生産する物資の運搬加工貯蔵又は販売
- 2、会員及び会員の構成員たる有畜農民の生産増強技術の指導及び連絡
- 3、会員及び会員の構成員たる有畜農民の畜産技術及び組合事業に関する知識の向上を図るための教育並びに会員に対する一般的情報の提供
- 4、会員及び会員の構成員たる組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 5、前各号の事業に附帯する事業

上の定款をみても明らかのように、要するに郡畜連は畜産に関する販売事業と生産技術指導を中心とし、購

買、利用事業も行う郡区域の農協連合会であつて、会員である村区域の単位農協の構成組合員である和牛生産飼養農家の経済的利益を進進させる目的で設立された農協連合会である。

さてその本質的機能を考察すると、協同組合による市場開設によつて和牛の価格決定を合理的に、かつ生産農家の有利なように導き、同時に和牛の商品としての品質の向上と規格の統一をはかる点にありといえよう。しかし、はたして郡畜連は現実この機能を十分に發揮しているであろうか。

以下、その事業内容を中心としてこの点を検討して見よう。

(1) 事 業 内 容

郡畜連の事業内容は実質的には旧畜産組合法による郡畜産組合当時と大差ないことは前に述べたが、一例としてL郡畜連の事業内容をその昭和28年度事業報告書より引用すると次のとおりである。

1. 畜産物の販売に関する事項

(市場開設及び販路の拡張と販売先の調査)

2. 畜産物の購、販斡旋に関する事項

(中小家畜及び鶏卵等の集出荷の斡旋)

3. 畜産の改良増殖並に指導奨励に関する事項

(種牡牛の更新助成並に人工授精等の指導奨励に関する事項)

(優良基礎牡牛の指定増進に関する事項)

(登録牛並に候補牛の育成に関する事項)

(優良犢の指定並に保留助成に関する事項)

(産犢の生産増強並に改良促進に関する事項)

(講習並に講話会の開催に関する事項)

(無畜農家解消並にその技術指導に関する事項)

4. 各種畜産共進会の開催並に奨励助成に関する事項

(地区、ブロック、郡畜産共進会の開催及び県畜産共進会出品に関する事項)

5. 畜産団体助成に関する事項

(種牡牛組合、共済組合、地区畜産改良組合の助成及び人工授精師協会との連絡)

6. 登録事業に関する事項

(和牛登録事務の整備、犢登記の強化拡充及び登録世話人との連絡協調に関する事項)

7. 家畜の防疫衛生に関する事項

(家畜保健所との連絡協調に関する事項)

郡畜連の事業内容はその地方が仔牛の生産地であるか、或は育成、肥育地であるかによつて多少異なつていますが、大体上記のとおりである。そのうち販売事業特に市

場の開設及び畜産共進会の開催、和牛の改良及び生産技術指導等の諸事業が中心となつているのが普通である。

さらに、いかなる事業にどの程度のウエイトが置かれているかを考察するためには、特にその事業収入と事業支出の両側面から検討する必要がある。しかし郡畜連の経理制度は必ずしも細部については統一され標準化されていないし、またその上に財務諸表の内容にも粗雑な点も発見されるので、調査17事例の全資料を使用して統計的処理をすることは困難である。従つて、ここでは仔牛の市場を開設するC郡畜連、成牛と仔牛の両市場を開設するL郡畜連及び成牛のみの市場を開設するO郡畜連の昭和28年度事業報告書における財務の資料を調整加工して得た数字からその事業収入、支出面を分析して、それをおとして郡畜連の事業面からの性格にふれてみよう。

先ずその収入面から考察すると、次表(才4表)のとおりである。

才4表 郡畜連事業収入の内訳 (百分率)
(昭和28年度)

		O郡畜連	L郡畜連	C郡畜連
市場	仔牛	%	50.5	90.5
	成牛	77.0	27.0	0.4
歩合金				
成牛市場入場料		6.3	11.4	0.1
登録手数料		0.3	4.1	9.0
人工授精料		4.3	2.5	—
診療収入		5.8	—	—
家畜導入斡旋手数料		2.1	—	—
健康証明料		—	3.0	—
飼料斡旋手数料		0.7	0.3	—
その他の事業収入		3.5	1.2	—

(備考) C郡畜連の仔牛歩合金90.5%のうちに仔馬の歩合金1.2%を含む。

補助金と賦課金収入が収入の半ば以上を占めていた畜産組合当時と異なつて、郡畜連においては、補助金収入は総収入の僅か2~3%を占め、一連合会当り6万円から8万円程度で極めて少額である。また賦課金(農協法才17条による)もその納付率は極めて低くなつている。従つて仔牛のせり売り(評価)による市場歩合金収入(受託販売手数料)と成牛の入場料及びその市場歩合金収入が事業収入の90%以上を占めているので市場開設は中心的な事業になつている。なお特筆すべきことは、現在中国地方の仔牛生産県(山口県、兵庫県を除く)では県条例(島根県では預駒売買取締条例)により仔牛(仔馬)は生後満1年に達する前に、必ず「家畜市場におい

てせり売に附さなければならない」(同条例才2条)と規定されている。そして販売しない場合(本人どり)もせり市場で評価をうけて、何れの場合も(売れても或は生産者が持ち帰つた場合も)1頭当りせり価格の百分の五以内の歩合金を生産者が郡畜連に納入しなければならないのである(同条例才8条)。歩合金の比率は島根県では百分の五である。山口県は百分の四であり、また百分の六以上の県もあり必ずしも同一ではない。成牛の市場歩合金については法的に規定されていないが、取引価格の百分の一或は1頭当り200円~300円位の郡畜連が多く、県下で一律に統一されていないのが現状である。そのほか成牛の場合は1頭当り30円~100円位の市場入場料を徴収するが、その金額も郡畜連により異なり一定の基準はない。

このような仔牛生産農家からの強制的徴収による手数料(歩合金)が郡畜連の財源になつている。成牛の手数料収入は法的に義務づけられていないので、納付率は極めて低いのが普通である。

元来、「事業連における手数料は、事業計画を基礎として、経営に要する実費の分賦の趣旨により原則として事業年度ごとにあらかじめ各取扱品目について決定し、確実に徴収されるものでなければならない」という農協における手数料決定の原則から考えれば、数年間も比率を固定させ、しかも実質的には強制徴収である公課の意味をもつ和牛の歩合金は農協の受託販売手数料とはかなり性格を異にしているものと理解することが出来るであろう。

才5表 郡畜連事業支出の内訳 (百分率)
(昭和28年度)

		O郡畜連	L郡畜連	C郡畜連
総支出	事業費	21.0	50.5	53.5
	事業管理費	79.0	49.5	46.5
事業支出	市場開設費	17.4	18.7	24.5
	販路拡張費	12.2	2.3	6.7
	防疫衛生費	16.8	4.4	1.1
	畜産奨励費	16.2	33.1	13.0
	家畜増殖費	16.8	4.5	19.6
	畜産共進会費	20.6	28.8	30.2
	団体助成費	—	4.3	1.9
	登録事務費	—	3.3	3.0
(100)	斡旋費	—	0.6	—

(備考) 職員給与(技術職員を含む)は事業管理費にいれ事業費(事業支出)から除いた。

かくして得た収入はいかなる事業に支出されているであろうか。次に事業支出の点から見ると、前頁(才5表)のとおりである。

事業支出の比率からみて家畜市場開設は郡畜連の重要な事業であつて、事業支出の17%~25%を占めているが、極めて多額の支出をしている事業は畜産共進会で20%~30%を占めている。そのほかに畜産奨励費及び家畜増殖費という生産技術指導方面の費用を合計すると33%~37%である。和牛の販路拡張のための費用も相当多く、例えばO郡畜連では12.2%を占めている。

要するに、畜産共進会と家畜市場開設及び畜産奨励と家畜増殖等が主な事業であり、その支出の大部分を占めている。

問題はこれらの事業が合理的に運営されその支出が妥当であるかどうかという点であるから、次にその事業支出の内容の細部について若干の考察をしてみよう。

先ず市場開設は中心的な事業であるが、C郡畜連の調査によるとその費用のうち32%が、L郡畜連においては40%近くが購買者接待費という費目で飲食費(酒代を含む)に支出されている。またそのほかに、生産農家は購買者接待のために白米、野菜などを無償で郡畜連に提供している事例も少なくないようである。

さらに問題は畜産共進会にある。L郡畜連に例をとると、昭和28年度中に各種の共進会が6回開催されているが、それらの開催費用のほかに県畜産共進会費用の負担金まで支出している。もちろん共進会は畜産振興のために必要であり、同時に和牛の「売買を促進」する機能をもつものであることはいうまでもないが、余りにもその開催回数が多く、しかもそのお祭り騒ぎになり勝ちな運営方法については最近各地の郡畜連で相当に批判されている。一例をO郡畜連にとると、昭和28年度の郡共進会費用の42%は接待費であるが、それは酒食及びみやげ物の代金であり必要以上の浪費であるということが出来よう。

何れにしてもこの二つの事業についてはこのような経費の濫費が行われているわけである。もちろんどの程度までの接待費が最も適切で合理的であるかは問題であるが。

そのほかに団体助成費その他の費目で家畜商組合に対して事業奨励費を支出していることは既に述べたが、販売事業を営む農協の本質から考えて妥当でないことはいうまでもない。

郡畜連は仔牛生産農家から法的に強制力をもつ手数料を徴収してそれを財源としているが、その支出面では農協運営の原則に従つて合理的に支出されないで浪費され

ている部分が少なくないという実情である。

結局間接に生産者側の利益となつて還元される性格の支出は畜産奨励費(技術指導)及び家畜増殖費(人工授精及び種牛関係)等である。また別に還付金の名目で市場歩合金の一部を生産地町村単位総合農協の畜産事業奨励費の一部に還元しているが、その配分方法は比率による場合はせり価格の百分の一(歩合金の五分の一)の郡畜連が多く調査事例の半数近くである。またN畜連の百分の二は調査事例中では最高率である。金額により配分する場合は一般に少額であり、単なる名目に過ぎないような郡畜連もあるのである。

とにかく、このようにして郡畜連の支出は必しもすべてが合理的ではなく浪費の少なくない反面において、大部分の郡畜連は一方で多額の繰越欠損金を持つていることは才3表によつても明らかである。

(2) 家畜市場の運営

前に述べたように市場開設者としての郡畜連は県条例によつてその地域内で生産された仔牛をその市場に強制出場させ、「せり」により価格を評価させその場で販売し、また売れないものは生産農家に引き取らせることになつている。その際手数料(市場歩合金)をせり価格の百分の五だけ徴収するのである。

しかし仔牛は一度市場に出場させればその後は自由に取引を行うことが出来る。従つて成牛は家畜商が農家と庭先(既先)で取引を行なつた後に、家畜商が市場に出場させるのであるが、その頭数は少なく大部分は郡畜連の市場を経由しないで取引が行なわれている。従つて育成または肥育地帯を除いて郡畜連の市場は仔牛の取扱が中心となつている。

家畜市場の運営における問題点は先ず才1に仔牛のせり価格の決定が適正に行なわれ不当に低く評価されていることはないか、次に才2に成牛の市場出場頭数は少なく、しかもせり売買によらず市場内部で公然と「その下」による相対取引で行われ、その歩合金を納付しない場合が多いが、このような成牛取引の方法ははたして公正取引であろうかという二つの点である。

才一の問題については、郡畜連の市場の販売先(顧客)は次表(才6表)に示すように、その大部分が家畜商であつて農協関係団体は極めて少ない。

従つて市場における「せり」は家畜商の独占するところとなつている。即ち家畜商が結託して安くせり落す、或は自己の既先農家(得意先)の仔牛のみを高くせり上げて売らせて既先農家から謝礼(包み金)を貰うという習慣が既先関係の親密な中国地方の各県でいまだに残存している。包み金の額は一頭当りせり価格の3分位で、

表6 仔牛家畜市場の顧客及び販売頭数

(昭和29年9月市場)

市場	顧客総数 (販売頭数)	島根県内		他府県		合計	
		家畜商	農協	家畜商	農協	家畜商	農協
G郡畜連 O市場	24 (176)	17 (79)	1 (1)	3 (50)	3 (46)	20 (129)	4 (47)
C郡畜連 I市場	21 (141)	15 (52)	0 (0)	4 (59)	2 (30)	19 (111)	2 (30)
F郡畜連 E市場	21 (120)	7 (34)	0 (0)	10 (46)	4 (40)	17 (80)	4 (40)

(備考) ()内は販売頭数を示す

金額で牝仔牛1頭当り1,000円~2,000円位、牡で500円~1,000円位が標準であるという。またせり人はその地方の家畜商なるので、出場仔牛の生産農家と家畜商(せり人)の既先関係の有無によつて「せり」方法を加減する場合も少なくないという状態で、せり売買が公正を欠き生産農家に不利となる場合もしばしば見られるのである。

島根県畜連では囑託せり人制度を設け、県内の家畜商のうち素質の優秀なものを囑託として、自己の既先のある地方を除いた他郡の各市場を巡回して「せり」を行わせて、取引の公正化を企図し、その制度の採用を各郡畜連にすすめたが、各地方では経費及び交通事情などを理由に依然として従来の習慣からその土地の家畜商をせり人としているのが現状である。調査17例のうち約半数の郡畜連がこの制度を利用しているに過ぎない。

このように家畜商は顧客として、或はまたせり人として、二重に価格を支配するという弊害があるわけである。最近有畜農家創設事業による他府県の農協関係購買客もその市場開催地の家畜商を相談役として市場で「せり」を行つている場合が多いという状態で、市場における家畜商の勢力は大きい。

表2に成牛の取引については、郡畜連は家畜商相互の間の「そでの下」取引の場として市場の場所も提供しているだけで、実質的には殆んど市場業務を管理していないということができよう。従つてその入場料は畜連の収入となるが、歩合金は販売頭数(取引成立頭数)の一部分についてのみ納付されている状態である。しかも未納者の分を徴収することは事実上不可能となつている。即ち入場料を支払つて入場するが家畜商同志の談合によつて相対取引を行ない市場歩合金を支払わないで退場するのである。また某地方では入場料すら支払わずに入場し、場内で取引をして勝手に退場する家畜商も少なくないというわけで、成牛については郡畜連の市場業務規程

は殆んど守られていないのである。このように、成牛取引については郡畜連の統制力が殆んどないというのが現状であろう。

家畜商の勢力の強い地方では郡畜連の成牛取引に対する統制力は弱く、弱小家畜商の多数乱立している地方では畜連の統制力は比較的強く歩合金の納入額も相当多くなつている。C, D, E, F郡畜連は前者の場合で、K, L郡畜連等は後者の場合とみなすことが出来よう。

また市場の運営機構の点では、市場運営委員は家畜商のみで構成されている地方が多く、また農協側が委員に参加している場合も実際には家畜商側に一任している状態である。

このように郡畜連の市場経営事業は家畜商が実質的に支配しているといつても過言ではなからう。

(家畜市場の実態については別稿にて発表の予定である)

5 財務會計

郡畜連の財務面について詳細に検討するためには、より細密な調査が必要であるが、ここでは調査17事例の昭和28年度事業報告書における財務諸表の考察を中心として問題点を挙げてみよう。

即ち問題点は次の4点である。

1. 自己資本の少ないこと。(表3参照)
2. 多額の繰越欠損金を有していること。(表3参照)
3. 未決算、未整理及び仮勘定に属する金額の多いこと。
4. 回収不能の多額の債権を有していること。

上記の4点は単位総合農協においても共通の問題点であるが、調査17事例に共通した傾向であつて郡畜連の経営の必しも健全でないことを示すものであろう。

いまここで調査17事例を通じて特に著しい点である未決算及び仮勘定について簡単にのべ、郡畜連の財務管理の放漫なことを示す1例としたいと思う。

調査17例中12例において何れも相当な金額の未収金、未払金、立替金、仮受金、仮払金をもつている。その細目を検討すると、勿論の中には会計上やむをえない正当なものも多く含まれているのであるが、必しも性格の明白でない金額(特に支出)も認められるようである。一般に農協財務においてこの勘定が多額に計上されている財務諸表は信頼性が乏しいとされているもので、この勘定に属する金額の多いことは財務会計上決して好ましいものではないのである。⁽¹⁰⁾

例えばL郡畜連は立替金27万円、仮払金4万円を有し

ている。しかも立替金のうち7万円は消費的支出である諸会合費で占めている。また未収金は7万2千円で、未払金は6万5千円という多額である。K郡畜連は立替金41万円でそのうち10万円が同様に会議会合費である。またA郡畜連は未整理勘定63万円を有している。

またその反面では、多額の繰越欠損金を有する郡畜連が多いという現状である。繰越欠損金も自己資本に対する損であり、組合経営の安定を害し、また構成会員の利益を間接にそこなうものであることはいままでもない。

とにかくこのような財務会計の現状は郡畜連の経営が放漫で多くの濫費を伴っていることを間接に証明しているものということが出来よう。

6 む す び

島根県及び山口県の17郡畜連(内3郡畜協を含む)の実態調査結果の分析をおとしてみた郡畜産農協連の特質は上述のとおりであるが、これを要約すると次のとおりである。

1. 発生的に考察すると郡畜連(郡畜協)は生産者側である農家及び農協を中心とする自生的な団体ではなくて非近代的な家畜商人を中心勢力として設立された団体で、単に形式的に農業協同組合であるに過ぎない。

2. 郡畜連の組織は大部分出資制であるが、出資金の少ないのが多くそれらは賦課金制を併用している場合も少なからず認められる。ここに出資制協同組合の要素と旧畜産組合的要素の混在が認められる。

運営機構に家畜商が役員(会長、理事)として参加している場合も少なくない。また事業運営は技術者が中心となつて行つており、農協事務に練達した職員が極めて少ない。従つて役職員一般の協同組合意識は薄弱である場合が普通である。また農協系統組織との関係も単に形式的である場合が多い。

3. 郡畜連の主要事業は市場開設、畜産共進会開催、畜産奨励及び家畜増殖の諸事業である。財政面から考察すると、仔牛市場開設による歩合金収入は県条例により法的に確保された財源であつて、その収入の大部分を占めている。従つて支出面においては市場開設費は畜産共進会費、畜産奨励及び家畜増殖費と共に支出の3大部門の1つとなつている。またそれらの費用特に前二者の支出において、相当の浪費が行なわれて合理的といえない支出がなされているようである。

4. 家畜市場の経営については、実質的に家畜商に支配されているといつても過言ではないであろう。即ち仔牛のせり売買による価格の決定は顧客である家畜商に左

右され、成牛の市場においては郡畜連は家畜商同志の相対取引の場所を彼等に提供しているだけで統制力は殆んどなく全く家畜商に左右されているのである。

5. 財務会計の方面では、自己資本は少なく多額の繰越欠損金をかゝえており、また未決算、未整理及び仮勘定に属する金額を多額に有する畜連が多く、その経理内容は良好でなく財務管理の放漫なことを示している。

6. 家畜商の勢力と郡畜連の活動状況との関係を見ると、厩先農家を多数持つ大家畜商の在住する地方では郡畜連の運営は家畜商に支配されているが小家畜商の乱立する地方では郡畜連の統制力は強く、その流過程に対する指導統制力は漸く伸展しつつある。しかし市場の顧客である大集散地及び消費地の専業大家畜商の市場を通じての郡畜連に対する支配力は仲々強力なものがある。

要するに、郡畜連は生産者農家から県条例を背景にして、強制的に徴収する歩合金収入を財政的基盤として、家畜商の活動のための舞台を提供しているようなものであつて、流過程を合理化して生産者側の利益をはかるという協同組合本来の目的を殆んど達成していないといふことができるであろう。

このような特殊な性格をもつ郡畜連は、いまだに非近代的な商人組織である家畜商の勢力が根強く残っている畜産地帯におけるおくれた農村経済社会から生れてた産物であつて、その近代的な協同組合的畜産団体への発展の道は遠いものといふことができよう。

最近畜産協同組合法案の国会提出が問題とされているが、この報告が畜産団体再編成という農業政策上の多年の課題の解決のための一つの参考資料として役に立てば筆者の幸とするところである。(1955年1月30日)

参 考 文 献

- (1) 東畑精一監修, 日本農業年監(1955年版), 第18章 農業協同組合(昭和29年10月)
- (2) 島根県指導農協連, 島根県農業協同組合概況(昭和28年12月)
- (3) 沢村康, 農業団体論, 第4編 畜産に関する団体(昭和11年11月)
- (4) 沢村康, 協同組合論, 第2編 各種協同組合法—農業協同組合法(昭和29年3月)
- (5) 近藤康男, 貧しさからの解放, 第2部 農業協同組合編 月刊「中央公論」(昭和28年11月号)
- (6) 沢村康, 協同組合論(上掲書)
- (7) 農林省編, 農業協同組合経営論, 第5章 運営機構(昭和28年11月)

- (8) 国友則房，事業連における手数料の算定，月刊「協同組合経営実務」（1954年 才6号）
- (9) 農林省畜産局，畜産提要 昭和27年版（1952）Ⅱ経済編31，都道府県家畜取引条令制定状況
- (10) 農林省編，農業協同組合監査，才11章 運営監査（昭和28年11月）
- (11) 吉田和雄，農協畜産事業体制の整備強化，月刊「農業協同組合」82号（昭29年）
- (12) 吉田・藤城，家畜市場の実態，月刊「農業協同組合」84号（昭29年）
- (13) 藤城吉晴，家畜商の実態，月刊「農業協同組合」86号（昭29年）
- (14) 美土路・平井，仔畜生産と農協，「研究月報」10，11合併号（昭29年）
- (15) 美土路達雄，アメリカの畜産農業協同組合の概況，「研究月報」10，11合併号（昭29年）